

令和5年第1回（3月）定例会

【追加】議案参考資料

【単行議案】

議第42号	宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について	1P
議第43号	宮津市介護保険条例の一部改正について	4P

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第42号

宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について

区分

条例の改正

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 急激な物価高騰により給食食材費が高騰する中、必要な栄養価や量などの質を保った給食を提供するため、学校給食費の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 児童、生徒、園児の保護者及び教職員等から徴収する学校給食費の年額を増額する。 ・小学校 48,000円→51,600円 ・中学校 51,600円→55,200円 ・幼稚園 33,600円→36,000円 ・教職員等 51,600円→58,800円</p> <p>※令和5年度については、保護者負担が増加しないよう、給食費の増額分全額を市が支援（小・中学校は3,600円、幼稚園は2,400円）することとし、令和5年度の保護者の学校給食費は据え置くこととする。 ・小学校48,000円 中学校51,600円 幼稚園33,600円</p> <p>◆施行日 ・令和5年4月1日</p> <p>◆センター方式分学校給食費の額の見直しと保護者支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>1食単価</th> <th>月額</th> <th>1食単価</th> <th>月額</th> <th>増加額(支援額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>250</td> <td>4,000</td> <td>270</td> <td>4,300</td> <td>20 300</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>290</td> <td>4,300</td> <td>315</td> <td>4,600</td> <td>25 300</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>180</td> <td>2,800</td> <td>195</td> <td>3,000</td> <td>15 200</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】 条例の改正にあわせ、学校給食費徴収条例施行規則を改正。 ・1食当たり単価、月額等の改定</p>			現行		改正後			1食単価	月額	1食単価	月額	増加額(支援額)	小学校	250	4,000	270	4,300	20 300	中学校	290	4,300	315	4,600	25 300	幼稚園	180	2,800	195	3,000	15 200	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>○R4.3:京都府学校給食会の一般物資が8.6%高騰 ○R4.4:国がコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を策定 ○R4.4～:全国消費者物価指数(食料)が前年同月と比べ毎月上昇 4月:4.0% 5月:4.1% 6月:3.7% 7月:4.4% 8月:4.4% 9月:4.7% 10月:6.2% 11月:6.9% ○宮津市学校給食賄材料物価平均高騰率:12.2%(野菜含む)※R4.6時点 ○R4.10:新米価格3年ぶり5%上昇 ○R4.11:給食用以外の牛乳の原乳価格、資材費、物流費等の高騰により、価格引き上げ(約11%上昇) ○R4.8:2学期以降の給食費高騰支援の実施(8月補正) →センター給食分:賄食材費の追加 自校給食分:賄材料費相当分を補助 ○R4.12:宮津市学校給食委員会食材調達部会を開催し、給食費の値上げを承認</p> <p>【市民参加の状況】</p> <p>学校給食費に関すること(単価の改正等)については、宮津市学校給食委員会食材調達部会において、審議を行う。</p> <p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>急激な物価高騰の影響下にあっても学校給食において、必要な栄養価や量などの質を保った給食を提供することができる。</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 R5当初 58,202千円</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <p>・近隣自治体の値上げの状況 福知山市:一律2円値上げ(令和4年4月) 綾部市 :10円から20円値上げ(令和4年度・一部の学校を除き小中学校)</p>	
	現行		改正後																													
	1食単価	月額	1食単価	月額	増加額(支援額)																											
小学校	250	4,000	270	4,300	20 300																											
中学校	290	4,300	315	4,600	25 300																											
幼稚園	180	2,800	195	3,000	15 200																											
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p> <p>重点プロジェクト</p> <p>テーマ別戦略 住みたい・住み続けたいまちづくり</p> <p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 ・第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画 ・宮津市教育大綱・教育振興基本計画</p>		<p>担当課・係</p> <p>学校教育課 学校給食・施設係 (45-1662)</p> <p>添付資料</p> <p>・新旧対照表</p>																														

宮津市学校給食費徴収条例（平成30年条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。</p> <p>(1) 小学校児童の保護者 年額<u>48,000円</u></p> <p>(2) 中学校生徒の保護者 年額<u>51,600円</u></p> <p>(3) 幼稚園園児の保護者 年額<u>33,600円</u></p> <p>(4) 小学校、中学校及び幼稚園の教職員等 年額<u>51,600円</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。</p> <p>(1) 小学校児童の保護者 年額<u>51,600円</u></p> <p>(2) 中学校生徒の保護者 年額<u>55,200円</u></p> <p>(3) 幼稚園園児の保護者 年額<u>36,000円</u></p> <p>(4) 小学校、中学校及び幼稚園の教職員等 年額<u>58,800円</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、学校給食費の額は、小学校児童の保護者の年額にあつては48,000円、中学校生徒の保護者の年額にあつては51,600円、幼稚園園児の保護者の年額にあつては33,600円とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

(適用区分)

- 2 改正後の第3条及び附則第3項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る学校給食費について適用し、同日前の利用に係る学校給食費については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第43号	宮津市介護保険条例の一部改正について	区分	条例の改正									
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者の令和4年度以前の介護保険料減免について、令和5年4月1日以降に納期限が到来する介護保険料についても対象とする所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 令和4年度末までに第1号被保険者の資格を取得（65歳到達、転入）したこと等により、令和5年4月1日以降に納期限が到来する令和4年度以前の介護保険料について、減免の対象とするもの。</p> <p>◆施行日 公布の日</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>◆厚生労働省事務連絡（令和5年2月10日付け） 「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免措置に対する財政支援の取扱いについて」 <概要> ・財政支援は令和4年度までで終了する。 ・ただし、令和5年4月1日以降、過去に財政支援の対象となった年度の保険料の減免を行った場合は、令和5年度特別調整交付金の対象とする。（補助率10/10）</p> <p>【市民参加の状況】</p> <p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>○減免実績</p> <table border="0"> <tr> <td>R2</td> <td>60人</td> <td>4,027,250円</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>17人</td> <td>1,229,900円</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>3人</td> <td>130,800円</td> </tr> </table> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>		R2	60人	4,027,250円	R3	17人	1,229,900円	R4	3人	130,800円
R2	60人	4,027,250円										
R3	17人	1,229,900円										
R4	3人	130,800円										
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p>												
<p>重点プロジェクト</p>	<p>—</p>											
<p>テーマ別戦略</p>	<p>—</p>											
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		<p>担当課・係 健康・介護課 介護認定係 (45-1676)</p>	<p>添付資料 ・新旧対照表</p>									

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第13条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）<u>の減免について</u></p> <p>は、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第13条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）<u>及び令和4年度以前の年度分の保険料であつて令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの減免について</u></p> <p>は、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

